

# 大田市新不燃物処分場整備事業についての申入書

平成 21 年 5 月 20 日

大田市長 竹腰創一 殿

大田市市民生活部部長 富田正治 殿 大田市建設部部長 楫 智男 殿

平成 21 年 5 月 12 日の臨時議会にて「新不燃物処分場整備事業」に係る「測量調査・地質調査・生活環境影響評価調査」等の業務委託費が平成 21 年度の補正予算として可決されました。しかし、平成 21 年 5 月 2 日付け竹腰創一大田市長宛ての「大田市新不燃物処分場建設計画についての請願書」にありますとおり、平成 21 年 3 月 29 日に自治会長会から提出された「同意書」は、住民に知らされないままに作成、提出されたものであり、個々の住民の意思が反映されておらず、これをもって当整備事業の住民合意と呼べるものではありません。

また、建設予定地とされる地権者への説明がまったくないまま、一方的に事業化に向けての予算計上をするなど、住民感情を無視した強引な行政手法に、私たちは断固反対を表明します。

したがって、当「新不燃物処分場整備事業」に係る「測量調査・地質調査・生活環境影響評価調査」等において、市職員または市の委託した業者等が私有地に立ち入ることを拒否します。

また、地権者も高齢であり、その家族もこの問題による精神的苦痛で体調を崩されている方も多いため、今後いかなる説明、交渉にも個別に応じることはないので、当「新不燃物処分場整備事業」に関する用件で、各地権者やその親類縁者宅を訪問することのないよう強く申入れます。

## 記

- 1 「新不燃物処分場整備事業」に係る「測量調査・地質調査・生活環境影響評価調査」等において、市職員または市が委託した業者等が地権者に無断で私有地に立ち入らないこと。
- 2 「新不燃物処分場整備事業」に関する用件で、市職員、市議または市の委託した業者等が各地権者やその親類縁者に、いかなる連絡手段においても協力を依頼したり、家宅訪問したりしないこと。

上記申入れ事項への「受諾書」に、別途押印のうえご返却いただきますようお願いいたします。なお、上記申入れにかかわらず、これを無視するような行為により、各地権者やその親類縁者が、物理的、精神的苦痛をこうむった場合、法的な対抗手段をとることを警告いたします。

地権者連名

宅野の自然と生活環境を守る会 代表 山上光俊